

不動産公売(期日入札)の流れ(公売公告第1号)

公売執行手続き

入札(参加)者

9月10日

①公売公告(公売日10日前の日までに掲示)

9月10日

②見積価額公告(公売日3日前の日までに掲示)

公売広報の実施

11月10日

③公売日(公告で指定した日時、会場で実施)

【公売日当日の手順】

- ・受付(12:30~)
- ・暴力団員等に該当しないこと等の陳述書の提出
- ・公売説明
- ・公売保証金の納付
- ・入札
- ・開札
- ・最高価申込者決定(次順位買受申込者決定)
- ・入札終了
- ・公売保証金返還
- ・最高価、次順位申込者への説明

※以上の所要時間1時間30分

約3週間後

12月1日

④売却決定(午前10時)

⑤買受代金納付期限(売却決定日の午後2時30分)

1~2週間※

⑥権利移転

※農地法許可(届出)を要する場合は、その許可後に登記手続を開始。

【公売財産の確認】

・物件の詳細内容・価額等を徳島滞納整理機構HPや当機構の公売資料等で確認。

【現況・公簿等の確認】

・登記簿や公図、公的機関で関係資料を閲覧等し、現況を確認。

【農地入札者の参加要件】

・公売財産が農地であるため、財産の所在する市町村農業委員会等発行の**買受適格証明書が必要**。
令和8年10月9日までに鳴門市農業委員会に交付申請し、証明書の交付を受けてください。(詳しくは鳴門市農業委員会にお尋ねください。)

【入札前に公売が中止となる場合】

・公売財産に係る滞納税を完納した場合等。

【当日必要なもの】※赤は参加者全員必要。青は要件に該当する場合必要。

- 1 **公売保証金**
定められた金額に相当する現金(銀行振出しの小切手又はその支払い保証のある小切手を含みます)。
- 2 **身分に関する証明書**
入札に参加される方(代理人を含む)の運転免許証等、法人の場合は、商業登記簿に係る登記事項証明書(写し)が併せて必要。
- 3 **印章**
入札者が個人の場合はその印章(認印可)、法人の場合はその代表者の印章、代理人の場合は代理人の印章。
- 4 **委任状**
代理人が入札手続を行う場合は、代理権限を証する委任状、法人の従業員などが行う場合も委任状が必要。また、共同名義で入札する場合は入札される方以外の共同入札者全員からの委任状が必要。
委任状に使用する印鑑は、個人の場合は実印、法人の場合は代表者印を押印。委任者の印鑑証明書の提出が必要。
- 5 **陳述書等**
入札をしようとする方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団関係者等に該当しない旨、自己の計算において入札をさせようとする方(その方が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しない旨の陳述書等が必要。
- 6 **収入印紙(200円)**
入札者が営利法人又は個人営業者の場合で、落札できなかった公売財産の公売保証金返還を受ける際に必要。
- 7 **買受適格証明書**
農地法の許可等を必要とする公売財産農地につき、市町村農業委員会が発行した証明書の提出が必要。
- 8 **宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証(写し)**
入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合に必要。
※「委任状」「陳述書等」の様式はHPよりダウンロードいただくか、当機構までお問い合わせください。

【入札後に公売が中止となる場合】

- ・買受代金の全額納付前に公売財産に係る滞納税を完納した場合。
- ・買受人が買受代金の全額をその納期限までに納付しない場合。
- ・買受人(買受人が法人の場合、その役員)が暴力団員等、又は自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者(その者が方針の場合、その役員)が暴力団員等であると判明した場合。
- ・買受人の公売に関して妨害、不当行為等事実が判明した場合。

【登記手続き】

- ・公売執行機関の職員が登記請求を受けて、差押等抹消、所有権移転の手続きを実施。(買受人が行う必要はありません)
- ・登記手数料(収入印紙代)、その他証明書類等は、買受人が負担。
※登記に必要な書類等は入札終了後説明します。

【公売執行機関からのお知らせ】

- ・公売は、滞納者本人、税務職員、暴力団員等は参加出来ません。
- ・公売財産は現況有姿のまま売却します。
- ・公売財産の引き渡しの義務を負いません。
- ・公売財産の種類又は品質について不適合があっても、責任を負いません。
- ・買受代金全額納付後のき損等損害負担は、買受人が負います。
- ・土地境界については、隣接地所有者と協議してください。
- ・公売は予告なく中止することがあります。
(事前に公売執行機関にお問い合わせください。)

《問い合わせ先》

〒770-0855

徳島県徳島市新蔵町1丁目67

徳島県徳島合同庁舎(4階)

徳島滞納整理機構

TEL 088-612-7586

FAX 088-612-7587

HPアドレス <http://totro.or.jp/>

※公売に関するご質問は、上記までお気軽にお問い合わせください。